



リサイクルQ&A

草木剪定くずも大切な資源のひとつです！



Q： 家庭から出る草木剪定くずを処理する場所がないんですが、どうすればいいですか？



A： 草木剪定くずは堆肥化など自家処理が原則ですが、処理する場所がない方は、下記の図のとおり処理することができます。

集落名・氏名・トラックで何台・いつ持って行けるか教えてください。それから必ず役場の指示に従ってから搬入してください。



自分の家の垣根を自分で剪定する



トラックに積み込む



役場へ連絡する



そおリサイクルセンター
(大崎町菱田地内)

- 生ごみのバケツ回収をしている地域では、落ち葉など少量の場合は資源ごみ袋に入れて生ごみのバケツ横に置きましょう。(分別手引きP 24 を参照)
- 墓地の草花は、必ず持ち帰りましょう。墓地での焼却は法律で禁止されています。

《問い合わせ先》大崎町役場 福祉保健課 環境係 TEL76 - 1111 (内線 145)



新規認定農業者に 農業経営改善計画認定証を交付

現在、認定農業者は二百三十二人(うち法人七組織)います。
認定農業者制度とは、意欲ある農業者の経営改善計画(五年後)を町長が認定。認定農業者に対する支援措置としては、農用地の利用集積支援や低利資金、税制特例(青色申告の方が対象)、機械リースへの助成などがあります。詳しくは、大崎町役場農政課農業経営改善支援センターへお問い合わせください。

平成十五年十月二十一日に新規認定農業者の認定証交付式が行われました。
町長より認定証の交付が行われた後は、これからの農業などについて、意見交換がなされました。
今回、新規認定されたのは次の方々です。
写真右から
・ 平野真弓氏 (肉用牛専門型)
・ 本九町伊久男氏 (肉用牛+普通作複合型)
・ 松下清美氏 (肉用牛専門型)
・ 宮迫健作氏 (露地野菜+普通作複合型)
・ 本高孝一氏 (肉用牛専門型)
・ 東牧和治氏 (肉用牛専門型)

鹿児島県歯科医師会より

『自分の歯が一番』

むし歯や歯周病などにより、抜歯せざるを得なくなることは、日常の診療でよくあることです。これに対し「また歯を入れてもらえばいいや」と思われる方が多いようですが、ここでちょっと考えてみましょう。

1, 2本の抜歯の場合、固定式のブリッジで失われた歯を補いますが、健全歯だった頃に比べ、その咀嚼効率は、60～70パーセントに低下します。さらに総義歯(総入れ歯)になると20～30パーセントにまで落ち込んでしまうと言われています。

歯を失うたびに噛むという機能は、確実に低下していく訳なのです。近年は、人工歯根(インプラント歯)などによる修復技術も進歩を遂げましたが、やはり、自分の歯にはかないません。

楽しい食生活を維持していくためには、日常の手入れ(プラークコントロール)と定期健診(疾病の早期発見・予防)が欠かせません。

詳しくは、かかりつけの歯科医院にご相談ください。